

明治大学国際教育センター海外研修(個人渡航型) 参加申込誓約書

国際教育センター長 殿

私は、明治大学国際教育センター海外研修(個人渡航型)(以下「本プログラム」という)への申し込みおよび参加にあたり、下記事項を理解し、同意のうえ遵守することを誓約します。また、本学学生として自覚と責任ある行動をとり、滞在国の法令、明治大学(以下「本学」)および研修先の規則、関係者の指示を遵守します。違反行為があった場合、本学学則に基づく懲戒の対象となり得ることを理解します。

【本制度の趣旨と申込者の責任】

1. 本制度は、学年暦に記された夏季(2026/8/1～9/19)または春季(2027/2/4～3/31)休業中に外部団体が主催するプログラムについて、国際教育センターが内容を確認し、本学学生向けに適切と判断したプログラムを案内する制度である。本制度では、当該休業期間内に渡航し、帰国することを参加条件とする。本制度における契約・申込手続等は、申込者本人が提供企業、研修先、旅行業者等との間で行うものであり、プログラムの実施および旅程については、本人の責任において確認・対応する。本学の故意または重大な過失に起因する場合を除き、本学は責任を負わない。

【申し込み・キャンセルについて】

2. 募集要項、参加条件、注意事項、滞在先に関する資料等を全て熟読・了承し、保証人または保護者の了解を得たうえでオンライン申し込みを行い、保証人または保護者が自署した本誓約書を提出する。
3. オンライン申し込み後の自己都合による辞退は、提供企業、研修先、旅行業者等による手配および本プログラムの運営に影響を及ぼすため、原則として認められない。やむを得ない事情により辞退を希望する場合は、速やかに国際教育センターへ申し出て、本学の指示に従う。なお、辞退に伴い、提供企業、研修先、旅行業者等の規定に基づく費用が発生する場合がある。
4. 参加に必要な諸手続きは指定期日までに行う。本学に提出した連絡先、健康状態、渡航に関する情報等に変更が生じた場合には速やかに申し出る。不正確な記載、手続不備等がある場合は参加を取り消される場合がある。その場合、提供企業、研修先、旅行業者等の規定により費用が発生する場合がある。
5. ビザ、電子渡航認証その他入国・滞在に必要な手続きは本人の責任で行う。ビザ等の未発給、取得遅延等により参加できない場合、参加費用、旅行代金その他支払済み費用の全部または一部が返金されない場合がある。

【プログラム変更・旅行契約について】

6. 研修国、経由地等において、災害、感染症、国際情勢の変化、輸送機関の運行状況、現地事情その他安全上の状況により、提供企業、研修先、旅行業者等がプログラムの中止、延期または日程変更を行う場合、または本学が本制度上の参加可否・継続可否を判断する場合がある。これに伴い費用等が発生する場合、旅行契約、研修先、保険契約その他関連規定に従うものとし、本学の故意または重大な過失に起因する場合を除き、本学は責任を負わない。
7. 旅行契約その他渡航に必要な契約については、申し込み手続き後のオリエンテーション等で説明を受け、内容を確認したうえで、申込者本人が必要な契約手続を行う。取消料、変更料、払戻しその他契約に関する事項は、それぞれの契約条件、約款、条件書その他関係規定に従う。

【健康・保険について】

8. 持病、既往症、心身の健康状態等により研修・海外の滞在に影響を及ぼす可能性がある事項については、事前に専門医等に相談し、参加に支障がないことを確認したうえで申し込みを行う。必要に応じて、本人の責任で渡航前に英文処方箋等を用意する。
9. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入を行う。研修先から別途保険加入が求められた場合は、当該保険にも加入する。補償の可否、補償額等は保険会社の判断となる。保険契約期間外の行動、危険な行為、法令・規則に反する行為等は、保険対象外となる場合があることを理解する。

【危機管理について】

10. 本プログラムへの参加期間中は、滞在国の法令ならびに本学・研修先の規則を遵守し、関係者の指示に従う。
11. 危険なスポーツや、その他リスクを伴うアクティビティ(車・オートバイの運転を含む)への参加はしない。
12. 滞在国で薬物、大麻等の所持および使用が許可されている場合においても、日本国の法令では違法であり、国外で犯した場合にも処罰されることを理解し、日本国の法令を遵守する。
13. プログラム期間内に発生した病気、盗難等のトラブルについては、提供企業、研修先、旅行業者および本学指定の海外旅行保険に付帯する相談窓口を利用し、本人の責任において対応する。
14. プログラム期間外の滞在における病気、盗難等のトラブルについては、本人の責任において対処する。相談が必要な場合は、本学指定の海外旅行保険に付帯する相談窓口を利用する。プログラム期間外の行動は、提供企業、研修先、旅行業者等の管理・責任の範囲外となる場合があることを理解する。
15. 研修先の国や地域の安全上の状況によって、本学が予定変更、待機、または帰国を勧告・指示した場合は、速やかに従う。

【その他】

16. 携行するデジタル機器・資料・データ等は本人が適切に管理し、全て持ち帰る。また、安全保障輸出管理に関する本学の定めを確認し、海外で提供・持ち出す資料、データ、技術情報について疑義がある場合は、事前に本学に確認する。
詳しくは「本学の安全保障輸出管理について」を参照する。<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>
17. 提出書類に記載された個人情報は、本プログラムの運営、安全管理、緊急時対応等に必要範囲で、本学、研修先、旅行業者、海外旅行保険会社、危機管理支援サービス会社等が共有・利用することに同意する。
18. 本学は、本プログラム運営・広報を目的として、プログラム参加中の修学・生活情報や集合・個人写真(研修先から提供を受けたものを含む)等の個人情報を使用することに同意する。

西暦 年 月 日 学部／研究科 研修参加者署名

保証人は、上記誓約事項を確認し、学生本人が誓約事項を遵守するよう、必要な指導・助言を行うことに同意します。

西暦 年 月 日 保証人自署: (続柄:)